４世障施第１０４２号

令和４年１０月２６日

移動支援事業者の皆様

世田谷区障害福祉部

障害施策推進課長　宮川　善章

移動支援事業に関する運用の一部変更について

日頃より、世田谷区の障害福祉サービスにご協力いただきありがとうございます。

さて、令和４年１１月より移動支援事業に関する運用を一部変更いたしますので、お知らせいたします。変更内容につきましては、下記をご参照ください。

記

**１　銭湯等温泉施設内における移動支援**

現　行　　脱衣場までの移動のみが算定対象であり、入浴等の支援は算定対象外となっています。

変更後　　銭湯等温泉施設内における移動及び入浴等身体介護についても、移動支援の一連の行為として算定を可能とします。ただし、実施される場合は、安全確保等の観点から「３　留意事項」の記載事項について十分ご理解の上、行ってください。

**２　イベント参加における移動支援**

現　行　　学校や事業所等が主催するイベント（行事）について、自宅から開催場所までの移動のみが算定対象であり、開催場所での移動は算定対象外となっています。

　変更後　　開催場所での移動についても、算定対象となります。ただし、他事業において福祉サービス費として算定されている場合や学校主催の行事については対象外となります。

**３　留意事項**

（１）利用施設の管理者側において障害者への合理的配慮が行われておらず、ヘルパーが移動支援事業の対象となる支援を行った場合は算定対象となります。

（２）支援に先立ち、利用者の体調変化、水難事故等の緊急時の対応について利用者（保護者）と事業者が十分協議した上で、実施してください。

（３）サービス提供の都度、必ず利用者の体調等の確認を行い、事故等の未然防止に努めてください。

（４）ヘルパーの普通救命講習の受講など、安全管理体制の向上に努めてください。

（５）保護者の同伴が利用条件となっている施設でサービス提供する場合は、保護者に代わってヘルパーが同伴することについて保護者及び施設の了解を得てください。

裏面あり

**４　「世田谷区移動支援事業の手引き」の更新について**

今回の運用変更を反映し、「世田谷区移動支援事業の手引き」を更新いたしました。区のホームページにて掲載しておりますので、ご参照ください。ホームページの検索手順は以下の通りです。

区ホームページ→福祉・健康→障害のある方→障害のある方への暮らしのお手伝い→　移動支援（地域生活支援事業）→事業者用→移動支援（事業者用）

※または区ホームページ内の検索ボックスで、ページ番号9252を検索してください。

【問い合わせ先】

世田谷区　障害福祉部　障害施策推進課

事業担当　内山・小西

電　話：（５４３２）２４１４

ＦＡＸ：（５４３２）３０２１